



平成 24 年度 第 3 回 横浜市救急医療検討委員会 次第

平成 24 年 12 月 21 日 (金) 19:00~
横浜市救急医療センター 3 階 研修室

1 開 会

2 議 事

(1) 報告事項

横浜市救急医療情報システム(YM I S)の運用状況報告【資料 1】

(2) 横浜市の救急医療体制に関する第 5 次提言案について【資料 2】

3 その他

回収資料のため、掲載は
割愛します。

4 閉 会

平成24年度 横浜市救急医療検討委員会 委員名簿

		氏名	選出区分	現職・履歴等
1	◎	いまい 今井 三男	医療関係者	横浜市医師会会長
2	○	よしい 吉井 宏	医療関係者	横浜市病院協会会長
3		おんだ 恩田 清美	有識者	東京海上日動メディカルサービス(株) メディカルリスクマネジメント室 上席研究員
4		きとう 鬼頭 文彦	医療関係者	横浜市立市民病院長
5		こおり 郡 建男	医療関係者	横浜労災病院周産期センター長
6		たかい 高井 佳江子	有識者	弁護士
7		たぐち 田口 すすむ 進	医療関係者	昭和大学横浜市北部病院病院長
8		てんみょう 天明 美穂	市民	よこはま一万人子育てフォーラム 世話人
9		ねがみ 根上 茂治	医療関係者	横浜市医師会常任理事
10		ひらもと 平元 まこと 周	医療関係者	横浜市病院協会副会長
11		もりむら 森村 なおと 尚登	医療関係者	横浜市立大学附属 市民総合医療センター 高度救命救急センター部長
12		わたなべ 渡邊 まゆみ まゆみ	有識者	ジャーナリスト (株)プラネット代表取締役

五十音順（委員長、副委員長以外）、敬称略

◎委員長、○副委員長

今井 三男委員長は、平成24年11月18日にご逝去されました。

なお、同日以降は、横浜市救急医療検討委員会設置要綱第5条第4項の規定により、
吉井 宏副委員長が、委員長職の代理を務めています。

※任期は、平成23年7月1日から平成25年3月31日までとなります。

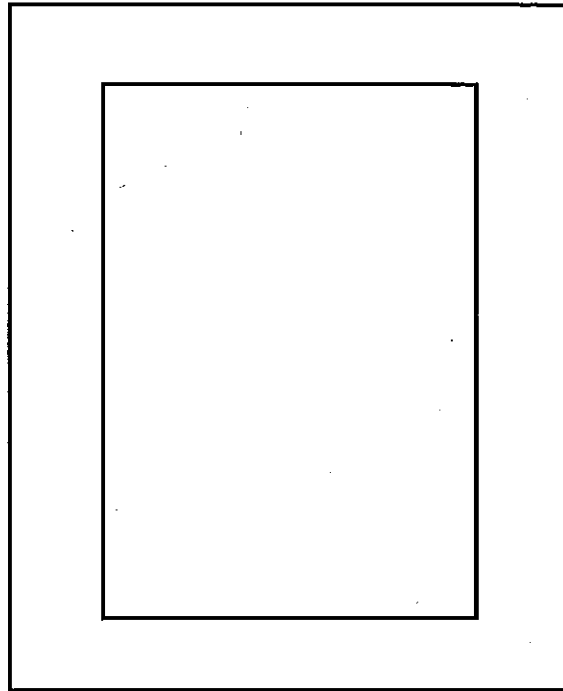
平成 24 年度 第 3 回 横浜市救急医療検討委員会 席次表

吉井副委員長

○

傍
聴
席

- 恩田委員 ○
- 鬼頭委員 ○
- 郡 委員 ○
- 田口委員 ○



- 森村委員
- 平元委員
- 根上委員
- 天明委員

記
者
席

事 務 局

健康福祉局 医療政策室

消 防 局

医療政策室長	増住 敏彦	警防部長	高松 益樹
医療政策室担当部長	修理 淳	救急課長	平中 隆
医療政策課長	魚本 一司	救急課救急企画係長	黒岩 大輔
医療政策課担当課長	八嶋 良輔	救急課	芥田 真樹
救急・災害医療課長	山田 裕之		
地域医療課長	藤井 裕久		
救急・災害医療課担当係長	小松 利行		
救急・災害医療課担当係長	吉田 茂男		
救急・災害医療課	永田 恵		

健康福祉局 医療政策室
 救急・災害医療課
 TEL : 045-671-2465
 FAX : 045-664-3851

横浜市救急医療検討委員会設置要綱

制 定 平成 17 年 7 月 13 日（市長決裁）
一部改正 平成 23 年 6 月 17 日（局長決裁）

（設置目的）

第 1 条 横浜市の救急医療体制のより一層の充実を図るため、救急医療体制の現状を把握するとともに、救急医療体制の課題や解決策等を話し合い、その意見や提案を横浜市の救急医療行政に反映していくため、横浜市救急医療検討委員会（以下「本会」という。）を設置する。

（協議事項）

第 2 条 本会は、次の内容を協議し、協議結果を市長に報告する。

- (1) 横浜市の救急医療の充実に関すること
- (2) その他、本会において調査・検討が必要とされる事項

（構成）

第 3 条 本会は、次の各号に掲げる者の中から市長が委嘱した者（以下「委員」という。）20 人以内をもって構成する。

- (1) 市民
- (2) 医療関係者
- (3) 有識者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

（委員の任期）

第 4 条 委員の任期は、2 年以内とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員が欠けた場合は、補欠の委員を委嘱することができる。ただし、その任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第 5 条 本会に、委員長及び副委員長をそれぞれ 1 人置く。

2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員長が指名する。

3 委員長は、本会を主宰し、会議を統括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 6 条 本会は、必要に応じ委員長が招集する。

2 委員長は、第 1 条の目的を達成するため、必要と認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（部会）

第 7 条 本会に特定の分野の救急医療体制について専門的に検討を行うため、専門部会（以下「部会」という。）を設置することができる。

2 部会に関し必要な事項は、委員長が定める。

(会議の公開)

第8条 本会の会議は、原則として公開とする。

- 2 会議の傍聴を希望する者(以下「傍聴者」という。)は、会場の受付で氏名及び住所を記入し、係員の指示により、傍聴席に入らなければならない。
- 3 傍聴者の定員は、委員長が定めることとし、申込み先着順とする。
- 4 傍聴者は、委員長の指示に従い、委員長はこれに違反する者に、会場からの退去等必要な命令を行うことができる。

(会議の非公開)

第9条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号)

- 第31条ただし書きの規定により会議を非公開とするときは、委員長はその旨を宣告するものとする。
- 2 委員長は、委員の発議により会議を非公開とするときは、各委員の意見を求めるものとする。
- 3 会議を非公開とする場合において、会場に傍聴者がいるときは、委員長は、その指定する者以外の者及び傍聴者を会場から退去させるものとする。

(謝金)

第10条 委員の謝金は、14,000円とする。

(庶務)

第11条 本会の庶務は、健康福祉局医療政策室救急・災害医療課において処理する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、本会に関し必要な事項は、市長が定める。

附則(制定 平成17年7月13日 衛医政第121号 市長決裁)

この要綱は、平成17年7月13日から施行する。

附則(平成18年3月29日衛医政第10549号 局長決裁)

(施行期日)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附則(平成20年5月16日健医政第188号 局長決裁)

(施行期日)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則(平成22年6月29日健医政第350号 局長決裁)

(施行期日)

この要綱は、平成22年6月29日から施行する。

附則(平成23年6月17日健救第57号局長決裁)

(施行期日)

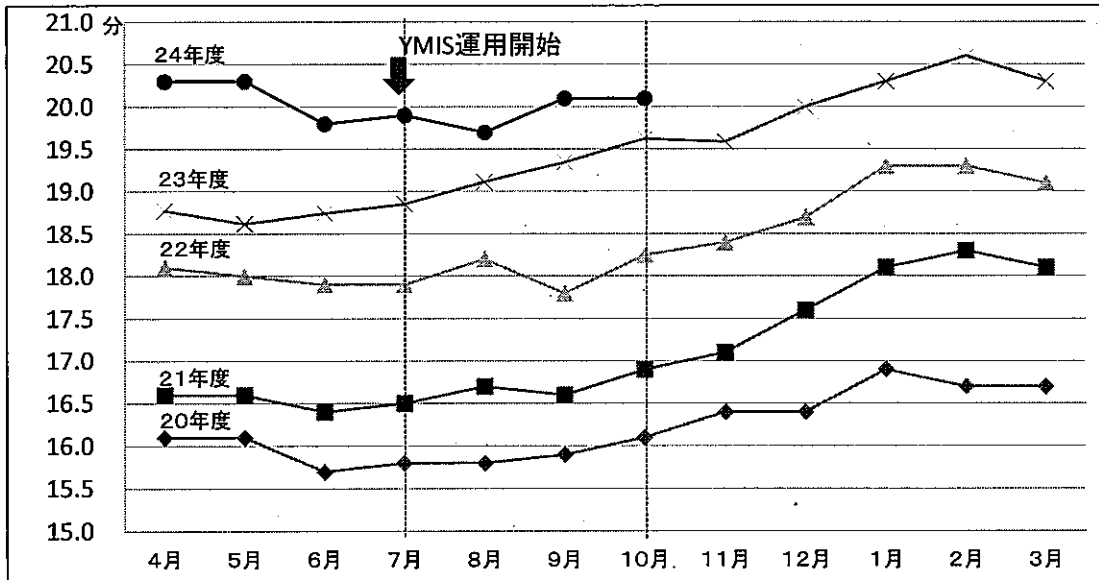
この要綱は、平成23年6月17日から施行する。

横浜市救急医療情報システム(YMIS)の運用状況【速報値】 資料1

1. 搬送決定までの病院照会回数比較

病院照会回数	YMIS運用開始後(6/27~10/31)		23年中		構成比の増減 (24年-23年)
	件数	構成比	件数	構成比	
合計	50,798	100%	146,533	100%	0.0P
1回	41,080	80.9%	113,282	77.3%	3.6P
2回	6,420	12.6%	19,749	13.5%	▲0.9P
3回	2,125	4.2%	7,484	5.1%	▲0.9P
4回	752	1.5%	3,292	2.2%	▲0.7P
5回以上	421	0.8%	2,726	1.9%	▲1.1P
平均現場滞在時間	19.9分		19.2分		0.7分

2. 救急隊の現場滞在時間の推移 (平成20年度~24年度)



【参考】救急搬送件数の推移(平成23年度及び平成24年度の4月~10月)

